

令和 8 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業
大里地区河川協議資料作成業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条

令和8年度 国営造成施設総合水利調整管理事業大里地区河川協議資料作成業務（以下、「本業務」という。）は、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記事項及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1－2条

本業務は、大里地区の受益面積、用水諸元等の整理を行い、河川協議説明資料の作成を行うものである。

(場 所)

第1－3条

本業務において対象とする場所は、埼玉県熊谷市ほか3市地内で別添施行位置図に示すとおりである。

(地区概要)

第1－4条

地区の概要は次のとおりである。

【大里地区概要】

事業工期 平成6年度～平成18年度
受益面積 3,609.2ha（水田 3,609.2ha）
取水施設 六堰頭首工
関係河川 一級河川荒川水系荒川

(一般事項)

第1－5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1－6条

本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

- (3) その他、業務計画書等に表示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由な

く異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

- (4) 業務成果品のミス、不備等管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。

(管理技術者)

第1－7条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	当該業務に関連する学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1－8条

担当技術者は共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－9条

共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1－10条

受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2－1条

作業の基本事項に関しては「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。他の図書を適用する場合には監督職員の指示を受けるものとする。なお、業務の期間内において適用する図書に改訂があった場合は、監督職員と協議するものとする。

(貸与資料)

第 2 - 2 条

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

分 類	資 料 名	数 量	備 考
報 告 書	平成 31 年度 国営造成施設水利管理事業 大里地区用水計画 検討業務 報告書	1 式	
	令和 2 年度 国営造成施設水利管理事業 大里用水用水計画 補足検討業務 報告書	1 式	
	令和 3 年度 国営造成施設水利管理事業 大里地区河川協議 補足調査業務 報告書	1 式	
	令和 4 年度 国営造成施設水利管理事業 大里地区水利用等 補足検討調査業務 報告書	1 式	
	令和 5 年度 国営造成施設水利管理事業 大里地区消費水量 等補足検討調査業務 報告書	1 式	
	令和 6 年度 国営造成施設水利管理事業 大里地区用水計画 検討業務 報告書	1 式	
	令和 7 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 大里地区 用水計画補足検討業務	1 式	
資 料	大里地区事業誌	1 式	
	大里地区水利使用協議図書（現行水利権）	1 式	

(貸与資料の取扱い)

第 2 - 3 条

第 2 - 2 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (3) その他に必要な資料については、監督職員と協議するものとする。

第 3 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3 - 1 条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙 1 「作業項目内訳表」に示すものとする。

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業		
1-1. 資料収集	1 式	
1-2. 現地調査	1 式	
2. 用水計画補足検討		
2-1. 受益面積の整理	1 式	
2-2. 水収支計算の実行	1 式	
3. 河川協議資料作成	1 式	
4. 点検とりまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条

本業務における作業は、次の事項を留意するものとする。

- (1) 本業務における各作業については、過年度業務の成果を踏まえて行うものとする。
- (2) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す適用する図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員へ説明するものとする。
- (4) 計算等のパソコン出力結果を手計算によりチェックし、また、使用した公式・値等について詳細に説明するものとする。
- (5) 現地調査に当たっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施出来るように配慮しなければならない。

(技術提案の履行)

第3-3条

技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

(1) 打合せ時期

初 回	作業着手の段階
第2回	中間打合せ（用水諸元の検討段階）
第3回	中間打合せ（水収支計算実行段階）
第4回	中間打合せ（河川協議資料作成段階）
最終回	報告書作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

(2) 打合せ場所 WEB 会議による。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第 1－17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部
- 2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)
- 3) その他監督職員が指示するもの 1 式

(成果物の提出先)

第 5－2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県柏市根戸 471-65

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第 6 章 契約変更

(契約変更)

第 6－1 条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第 5－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。
- (6) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合。
- (7) その他重要な変更が生じた場合。

第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7－1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量
1. 準備作業		
1-1. 資料収集	本業務の実施に当たり必要な資料の収集及び貸与資料の内容の把握を行う。	1 式
1-2. 現地調査	本業務の実施に当たり必要な現地調査を行う。	1 式
2. 用水計画補足検討		
2-1. 受益面積の整理	令和 7 年度に整理した受益面積を基に、令和 7 年度の転用面積を精査し、受益面積を整理する。	1 式
2-2. 水収支計算の実行	上記で整理した用水諸元に基づき必要水量の算定を行う。 なお、必要水量算定のプログラムについては、既存のプログラムを使用する。 また、プログラムの改造が必要な場合は監督職員と協議する。	1 式
3. 河川協議説明資料作成	上記で整理した結果をとりまとめ、国営大里土地改良事業の河川協議書（案）及び河川管理者への説明資料（新旧対比表等）を作成する。 なお、協議書の構成は現行の協議書を踏襲するものとする。	1 式
4. 点検とりまとめ	上記の各項目の点検・とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式